

WAM NETにおける広告掲載要領

WAM NETで広告を掲載する場合の取扱いについては次のとおりとします。

1. 広告掲載基準

WAM NETに掲載する広告は次の事項を満たすものとします。

- ・掲載する広告は、真実を伝える表現のものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、社会の信頼にこたえるものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- ・掲載する広告は、公序良俗に反するものであってはならない。
- ・掲載する広告は、WAM NETの運用に支障のないものでなければならない。

2. 情報内容の責任の所在

掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、独立行政法人福祉医療機構（以下、「当機構」といいます。）が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主に負担していただきます。

3. 掲載の可否の判断

掲載の可否の決定権は当機構にあるものとし、当機構が掲載することが不相当と判断した場合には、理由を述べずに掲載を拒否することができるものとします。

4. 要領の運用

本要領は以下の通り運用します。

- (1) 本要領の一切の運用及び解釈は、当機構総務企画部が行います。
- (2) 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本要領の運用を予告なく変更することがあります。

5. 免責事項

広告掲載に関する免責事項は次のとおりとします。

「WAM NETに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負っています。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、当機構は一切保証いたしませんので、利用者の方の責任によって行っていただきますようお願い致します。インターネット上には、サイトを閲覧しただけでも閲覧者のパソコンなどがウイルス感染する可能性があることなどが一般的に知られていますが、これらのことも含めて、利用者の方の判断と責任によって行っていただきますようお願い致します。

また、当サイトよりリンクされている別サイトでの内容には当サイトは一切関知しておりません。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル・損失・損害には一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。」

6. 広告掲載

広告掲載枠は広告ページ、位置に応じて別表を基準とし、必要に応じて、その都度WAM NET中央センター長が指定します。

掲載に当たっては、次のとおり制限事項・優先順位等を設けます。

- ① 掲載位置は先着順にて決定し、原則として掲載期間中は掲載位置の変更は行わないこととします。ただし、掲載終了前に現在の掲載位置より上の位置に空きが生じた場合は現在の位置より上の位置に変更することとします。
- ② 介護事業者情報ページへの広告掲載は、原則として3か月以上の掲載期間での申込みとし、継続については、掲載終了月の10日までに申し出を行ってください。
なお、原則として同一広告主からの同一ページへのバナー掲載枠は1件までとします。
- ③ 福祉医療広告ページへの広告掲載は、原則として掲載開始月から掲載年度末までの申込みのみとし、掲載中止の申し出がない限り、翌年度以降は自動的に継続して掲載することになります。
- ④ WAM NET中央センター長が別途定める掲載料（別表の基準額の1.5倍を限度とする）を支払う場合は申込者が掲載位置を指定することができるものとします。

7. 掲載申込から広告掲載までの流れ

- (1) 掲載申込書及び掲載原稿を当機構総務企画部情報システム室WAM NET事業課まで郵送又は電子メールにてお送りください。

電子メールの場合のあて先は JMA00A01@wamnet.wam.go.jp です。

受付期間は、原則として、掲載開始月の前々月の10日から前月の10日までに必着とします。ただし、掲載開始月の前月の10日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、その月の11日以降最初に到来する当機構の営業日までに必着とします。

- (2) 当機構で審査後、原則として掲載開始月の前月の20日までに審査の結果をお知らせします。
- (3) 掲載することになった広告は、原則として広告掲載料の入金を確認した後、掲載開始月の当機構の最初の営業日から所定の場所に掲載し、掲載期間が満了する月の当機構の最後の営業日の午後5時をもって掲載を終了します。

なお、当機構へ入金済の広告掲載料はいかなる場合でも返金はできませんので予めご了承ください。

8. 広告掲載料

広告掲載料は、掲載開始月の前月の25日までに当機構の指定する口座に一括で振込にてお支払いください。ただし、掲載開始月が4月の場合は、4月1日から25日までの間にお支払いください。お支払いが確認できない場合は、広告掲載を削除させていただく場合があります。

なお、広告掲載料の振込先口座等については、掲載開始月の前月の20日ころまでに審査の結果と併せてご案内します。

9. その他の注意事項

- (1) 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告ですので、掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売上げなどを保証するものではありません。
- (2) 当機構へ入金済の広告掲載料はいかなる場合でも返金できません。
- (3) 広告掲載期間内のバナークリック数の報告はいたしていません。
- (4) 掲載のお申し込みにあたって、お見積書の発行はいたしていません。
- (5) 当機構では広告代理店制度はとっておりませんので、あらかじめご了承ください。
- (6) この要領に定めのないものについては、必要に応じて当機構がその都度定めることとします。

なお、バナー広告掲載のページの表示回数（ページビュー）を所定の画面に掲載します。（個別ページ等のクリック数は掲載いたしません）

(別表)

掲載申込期間	3～5か月	6～9か月	10～12か月
介護事業者情報ページ	126,000円/月	120,750円/月	115,500円/月
福祉医療広告ページ	5,250円/月	5,250円/月	5,250円/月

お問い合わせ先
独立行政法人 福祉医療機構
総務企画部 情報システム室 WAMNET事業課
Tel:03-3438-9948
FAX:03-3438-9949
mail:jma00a01@wamnet.wam.go.jp